

## 養育費相談

電話相談

☎ 052-915-8816

相談日／毎週月～金曜日(祝日・年末年始は除く)  
時 間／10:00～16:00

司法書士による面接相談 要予約

司法書士による養育費調停にかかる書類作成・同行支援

\*名古屋市在住者で、面接相談の結果、支援が必要と認められる方が対象となります。まずは面接相談をご利用ください。(名古屋市にお住まいの方は対象となりません)

☎ 052-915-8816

または ☎ 052-915-8862  
相談日／毎週火曜日(祝日・年末年始は除く)  
時 間／13:30・14:30

## 就業支援センター事業

母子家庭の母等

マザーズハローワーク

ハローワーク

との連携

母子家庭等就業支援センター  
無料職業紹介所 就業相談・職業紹介

☎ 052-915-8824  
月～金曜日 9:30～16:30  
(土・日・祝日・年末年始は除く)

就業支援員  
企業への求人開拓  
企業への情報提供  
就業に関する相談の指導及び助言  
県・市福祉事務所  
母子・父子自立支援員との連携

就業支援講習会

◎パソコン講習(初級・中級)  
◎医療事務・調剤薬局事務  
◎経理事務  
◎介護職員初任者研修 など

就職準備・離転職セミナー

求人情報等メール配信事業  
特別相談(法律相談)

養育費相談

◎電話相談  
◎面接相談(予約制)  
キャリアカウンセリング事業  
◎母子家庭自立支援キャリアカウンセリング  
◎母子自立支援プログラム  
(自立支援計画書)策定

母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室  
ジョイナス・ナゴヤ (無料職業紹介所)

場所 中区栄3-13-20  
栄センタービル6階  
☎ 052-252-8824  
平 日 10:00～18:00  
土曜日 10:00～16:00  
(日曜日・祝日・年末年始は除く)

ホームページ <http://joinas-nagoya.jp>  
モバイルサイト <http://joinas-nagoya.jp/m/>

就業支援員

就職希望者への職業紹介 就業に関する情報提供 関連図書の貸し出し  
就業に関する相談の指導及び助言 各区母子・父子自立支援員との連携

お子さんために  
養育費を  
もらっていますか?

お子さんために  
養育費を  
送っていますか?

お子さんは  
離れて暮らしている  
お父さんやお母さんと  
会っていますか?

# 養育費・面会交流

～離れて暮らす親と子の絆のために～



親が離婚した子どもたちは、お父さんもお母さんも自分のことをかけがえのない大切な存在であると思ってくれていることを知ることによって、深い安心感と自尊心を育むことができます。  
養育費と面会交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪です。

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面接交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっと優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会

☎ (052)915-8816

〒462-0033 名古屋市北区金田町三丁目11番

# 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)であるとされています。



## 決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

## 金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見ることができます。

## 金額の変更

養育費は、いったん取り決めて、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決めなおすことができます。

# 面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



## 面会交流の方法

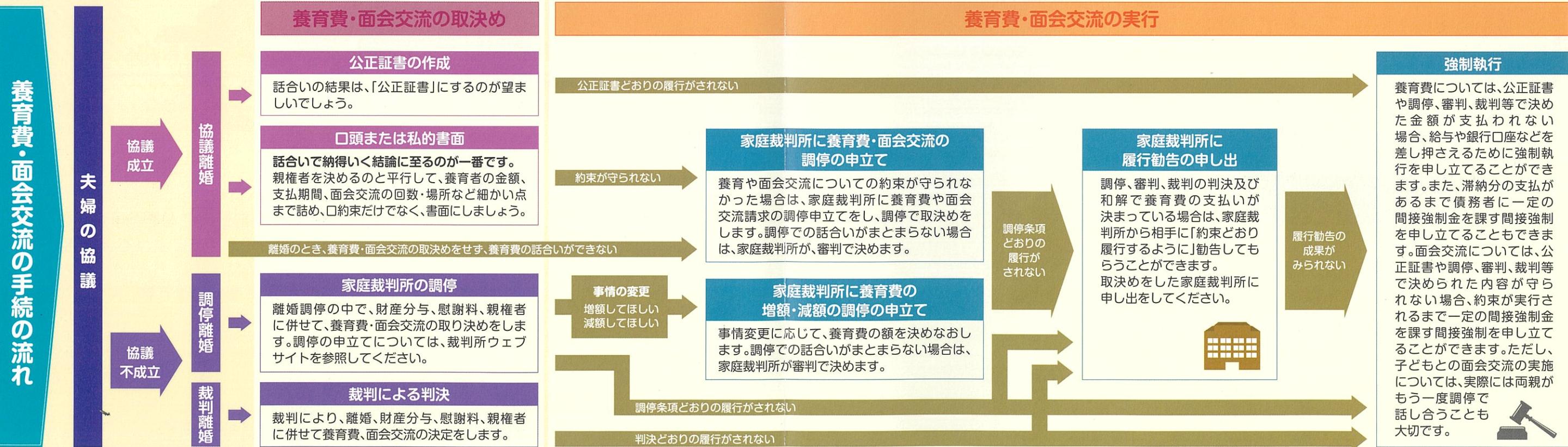
面会交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける(連れて行く)方法、別居親が迎えに来る(訪問する)方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

## 決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

## 父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。



※平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法(明治29年法律第89号)(平成23年の一部改正後のもの)(離婚後の子の監護に関する事項の定め等) 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2~4(略)

※養育費や面会交流に関する相談は、養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

養育費相談支援センターパンフレットより引用